○泉崎村観光誘客支援金交付要綱

令和４年３月２日訓令第５号

泉崎村観光誘客支援金交付要綱

（目的）

第１条　本村観光の復興及び観光誘客を図るため、村内の宿泊施設を対象とした旅行商品を販売する会社（以下「事業者」という。）に対し、泉崎村補助金等の交付等に関する規則（平成６年８月８日規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　事業者が支援金の交付を受ける事業（以下「本事業」という。）は、泉崎村内に宿泊する全ての旅行商品を対象とする。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、小学生以上の有料宿泊実績１名に対して、次のとおりとする。

(１)　平日期、週末期及び祝祭日の宿泊１泊分　500円

(２)　同一施設にて２泊以上した場合は、施設を利用した宿泊日数分を対象として、１泊分　500円

（支援金対象事業者）

第４条　観光庁又は都道府県の旅行業の登録を受けた事業者で本事業に参加申込みをした者とする。

（参加事業者の登録）

第５条　本事業へ参加を希望する事業者は、泉崎村観光誘客支援金交付事業参加申込書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。

（支援金の交付申請）

第６条　前条の登録を受けた事業者が支援金の交付の申請をしようとするときは、泉崎村観光誘客支援金交付申請書（様式第２号。以下「交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

２　申請受付は、予算の範囲内で通年実施する。

（交付の決定及び通知）

第７条　村長は、前条の規定より交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは交付を決定し、泉崎村観光誘客支援金交付決定通知書（様式第３号）により速やかに事業者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第８条　支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「支援事業者」）は、第６条第１項の規定による交付申請書の記載内容に変更が生じたときは、泉崎村観光誘客支援金変更（中止）承認申請書（様式第４号。以下、「変更（中止）承認申請書」という。）を速やかに村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定より変更（中止）承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは変更を決定し、泉崎村観光誘客支援金変更（中止）決定通知書（様式第５号）により速やかに事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　支援事業者は、一月ごとの実績を泉崎村観光誘客支援金実績報告書（様式第６号。以下「実績報告書」という。）により翌月10日までに村長に報告しなければならない。

２　村長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査により当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、泉崎村観光誘客支援金交付に係る額確定通知（様式第７号）を事業者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第10条　支援事業者は、前条の実績報告書に併せて泉崎村観光誘客支援金請求書（様式第８号）を村長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第11条　村長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、支援金を交付する。

２　第８条の規定による変更承認申請をせず、実績額が交付決定額を上回った場合は、交付決定額を上限として支援金を交付する。

（支援金の返還）

第12条　村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した支援金の全部又は一部を取り消すものとする。

(１)　虚偽の申請又はその他不正行為により支援金の交付を受けたとき。

(２)　天変地異を含むあらゆる理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能になったとき。

(３)　その他、村長が相当の理由があると認めたとき。

２　支援金の返還の請求を受けた者は、当該請求額を村長が指定する期限までに返還しなければならない。

（会計帳簿等の整備）

第13条　支援事業者は、支援金に係る経理について収支の事実を明確にした証明書類を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

















